

横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱

制定 平成21年1月30日局長決裁

最近改正 令和3年10月29日局長決裁

横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱を次のように定める。

横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務の委託（以下「設計・測量等委託業務」という。）の監督の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第2条 設計・測量等委託業務担当部長（設計・測量等委託業務担当室長を含む。以下同じ。）は、文書管理システムで電子決裁の方法による起案文書により監督員の任命を行うものとする。

2 担当監督員を複数任命するときは、そのうちの1名を主務とするものとする。

(監督員の通知)

第3条 設計・測量等委託業務担当部長は、監督員を任命したときは、設計・測量等委託業務監督員任命通知書（第1号様式）により契約の相手方に通知するものとする。

(監督員指示書等)

第4条 監督員は、契約の相手方に対して必要な指示及び打合せをするときは、設計・測量等委託業務監督員指示書（第2号様式）及び設計・測量等委託業務打合せ簿（第3号様式）により行うものとする。

(設計・測量等委託業務監督記録簿)

第5条 監督員が横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱規程（平成21年1月水道局達第3号。以下「監督規程」という。）に基づいて行った措置及び指示事項その他は、設計・測量等委託業務監督記録簿（第4号様式）に記録するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に行なわれた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月22日局長決裁）

この要綱は、決裁の日から実施する。

附 則（令和2年3月27日局長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年5月1日局長決裁）

この要綱は、決裁の日から実施する。

附 則（令和3年10月29日局長決裁）

この要綱は、決裁の日から実施する。

第1号様式(第3条)

第 号
年 月 日

契約の相手方

横浜市水道局

設計・測量等委託業務監督員 任命
変更 通知書

次の業務について、次のとおり監督員を(任命・変更)したので横浜市設計・測量等委託契約約款第9条第1項の規定により通知します。

委託業務名 _____

	職 氏 名	所 属
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		

※業務の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をします。

第4号様式(第5条)

設計・測量等委託業務監督記録簿

委託業務名 _____

履行場所 _____

契約の相手方 _____

契約金額 _____

総括監督員氏名 _____

主任監督員氏名 _____

担当監督員氏名 _____

月 日	報告事項	指示事項	措置及び結果